

令和4年度東京都税制調査会 第2回 小委員会

「地方法人課税」に関する資料

令和4年7月22日

「地方法人課税」に関する資料 目次

資料名	頁
過去の答申（国際課税）	1
令和4年度与党税制改正大綱（国際課税）	2
新たな国際課税ルールについて	3
第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）	4
第2の柱（グローバル・ミニマム課税）	5
第2の柱（所得合算ルールのイメージ）	6
国際課税を巡る各国の動き	7
国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（国際課税）	8
国際課税に関する主な論点	9
国際課税・第1の柱における利益配分の考え方	10
課税の枠組みの考え方	11
地方譲与税の概要	12
過去の答申（法人事業税の外形標準課税）	13
令和4年度与党税制改正大綱（外形標準課税のあり方）	14
外形標準課税の概要	15
外形標準課税導入の意義	16
外形標準課税創設時に資本金1億円超を対象とした背景	17
外形標準課税対象法人数（令和元年度）（確定申告ベース）	18
外形標準課税対象法人数の推移	19
減資企業の増加	20
持株会社化の事例（イメージ）	21
法人税における中小法人課税（概要）	22
法人税の中小法人課税における中小法人の範囲	23
中小企業基本法の基本理念	24

中小企業の各国の定義	25
資本金別法人数累計（令和元年度）（確定申告ベース）	26
従業者数別法人数累計（平成28年経済センサス）	27
資本金以外に考えられる基準例	28
過去の答申（政策減税-先端技術の開発・高性能製品の普及への支援-）	29
水素・燃料アンモニア産業（水素）成長戦略「工程表」	30
水素・燃料アンモニア産業（燃料アンモニア）成長戦略「工程表」	31
東京都水素ビジョン（概要）	32
脱炭素に向けた資金の調達方法	33
カーボンニュートラルに向けた税制	34
再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例	35
租税特別措置の適用実態調査	36
諸外国の主な再エネ促進税制	37
未来の東京戦略version up 2022（抜粋）	38
経済財政運営と改革の基本方針 2022（抜粋）	39
Web3.0と仮想空間の多極化	40
Web3.0の世界におけるサービス	41
DAO（Decentralized Autonomous Organization, 分散型自律組織）	42
暗号資産に関する税制上の取扱い	43
ブロックチェーンの官民推進に関する提言（新経済連盟）	44
過去の答申（地方法人課税の「偏在是正措置」）	45
地方法人課税の「偏在是正措置」（概要）	46
地方法人課税の「偏在是正措置」等による東京都の影響額の推移	47
法人事業税・法人住民税（法人税割）の偏在度（東京都シェア）の推移	48

過去の答申（国際課税）

【国際課税】（令和3年度答申 P.77）

- 国際課税に関する最新の OECD 案は、世界全体の税収の増額の試算は示されているものの、我が国の税収への影響については、未確定な部分が多い
- 2023 年からの新たな国際課税の実施を見据え、税収の適切な地方への配分に向けて議論を重ねていく必要がある

【地方への税収の帰属】（令和元年度答申 P.28）

- 地方税の応益原則に照らしても、デジタル企業の事業活動が主にインターネット上（サイバー空間）で行われるとはいえ、いずれかの地域（フィジカル空間）における営業活動やデジタルプラットフォーム等の利用行為を通じて付加価値が創出されることに鑑みれば、デジタル企業の受益を一概に否定するべきではない。
- さらには、地方自治体がITリテラシー教育、プログラミング教育、STEAM教育などを通じて育成する地域の人材や人的ネットワークが、5Gの普及や「Society 5.0」の実現など、地域のデジタル化の土台にあることは間違いない。
- 地方法人課税をデジタル課税に対応させるには、無形資産を基盤とするデジタル企業の収益について、各地方自治体からの受益の程度や収益への寄与度等を把握することが必要となる。代替指標を用いる方法も考えられるが、まずはその実現に向け、基本的な議論の積み重ねや実効性の検証が行われるべきである。

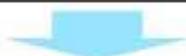
令和4年度与党税制改正大綱（国際課税）

今後、本国際合意の実施に向け、多国間条約の策定・批准や、国内法の改正が必要となる。制度の詳細化に向けた国際的な議論に引き続き積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進める。その際、わが国企業等への過度な負担とならないように既存制度との関係などにも配慮しつつ、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。

新たな国際課税ルールについて

課題

- 市場国に物理的拠点(PE: Permanent Establishment)を置かずにビジネスを行う企業の増加
 - 現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
 - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
 - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。



- 2015年の「BEPS最終報告書」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題(法人課税)について、作業を進めることに合意。
※ BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)
- OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」(現在は約140か国・地域が参加)において議論が進められ、本年10月8日、2つの柱による解決策に合意。
- 第1の柱(市場国への新たな課税権の配分): 2022年に多国間条約策定、各国国内法改正、
2023年の実施が目標。
第2の柱(グローバル・ミニマム課税) : 2022年に各国国内法改正、
2023年(一部は2024年)の実施が目標。
⇒いずれも、我が国は令和5年度改正以降の税制改正を予定。

第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）

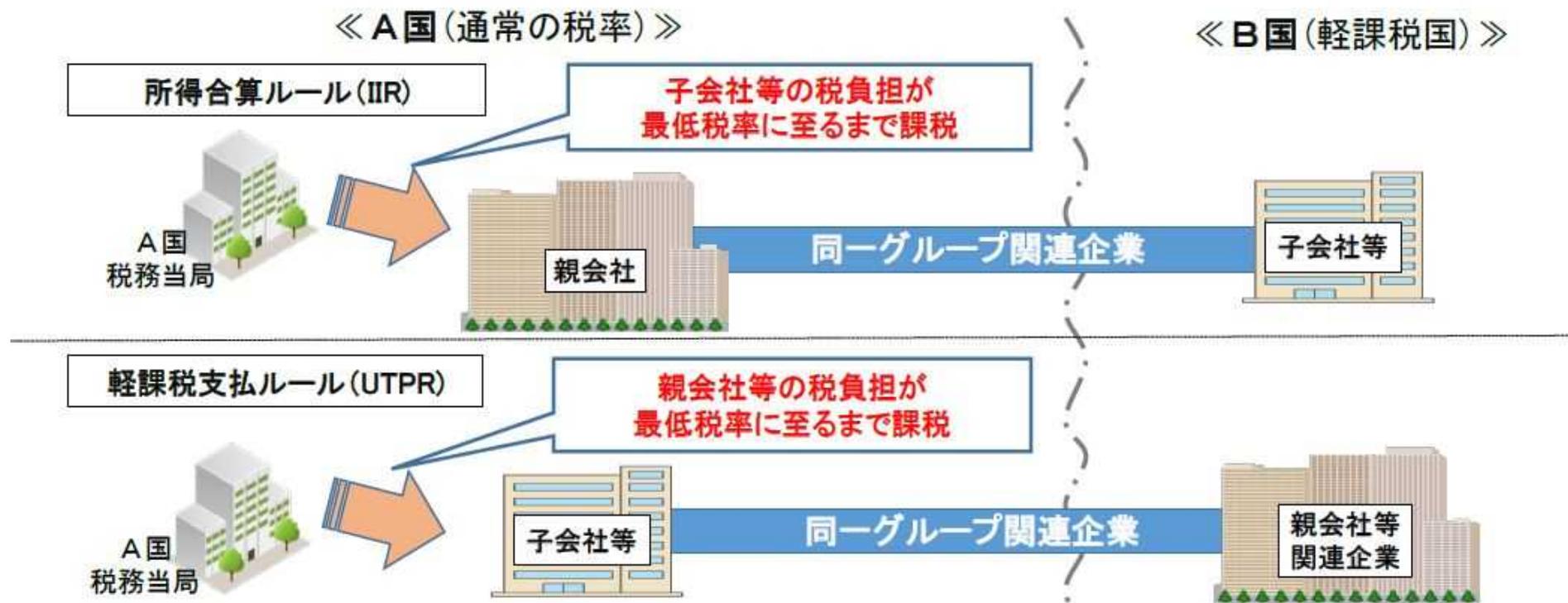


- 「課税対象 (scope)」は、売上高200億ユーロ（約2.6兆円）超、利益率10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業（全世界で100社程度）
- 大規模な多国籍企業グループの利益率10%を超える超過利益の25%を市場国に配分



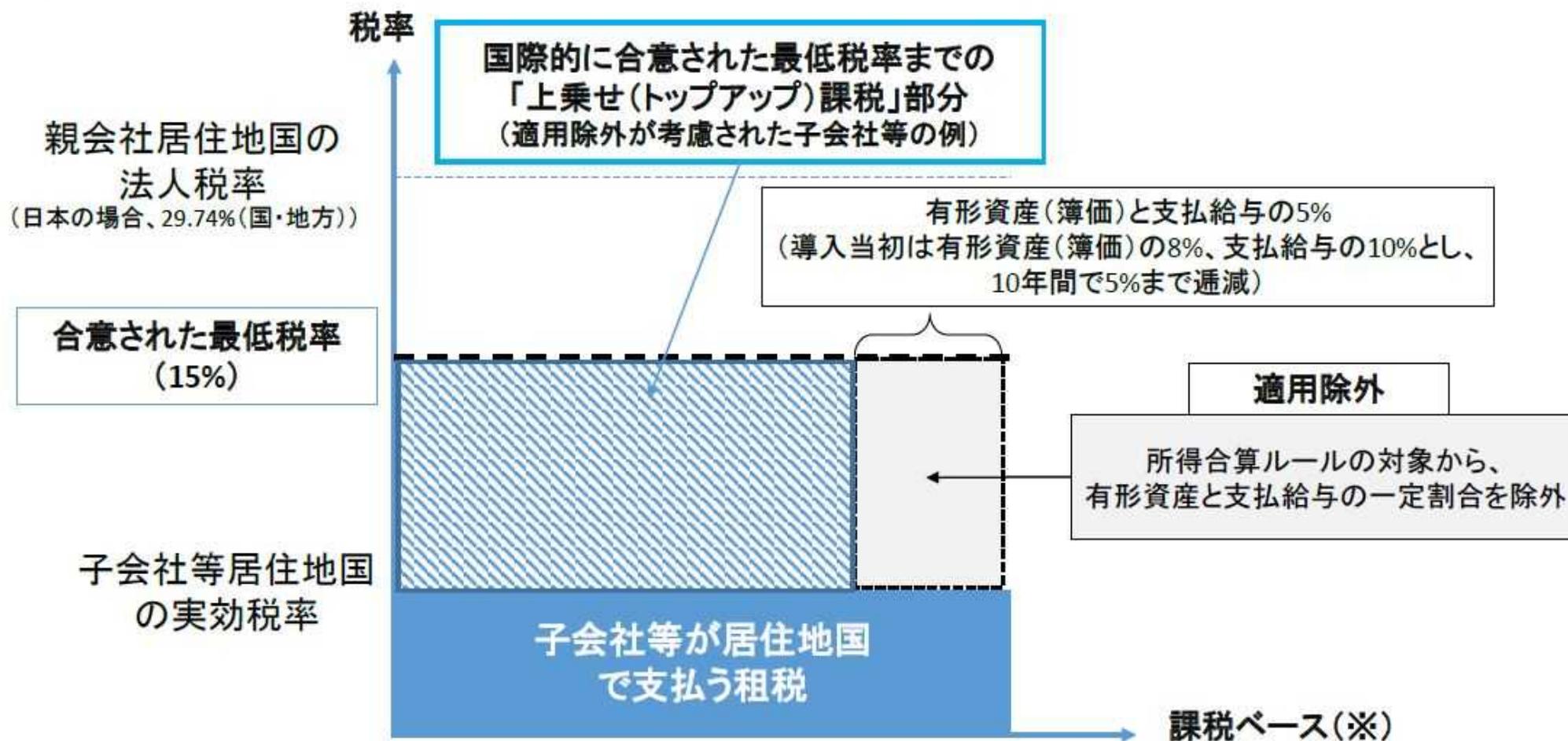
第2の柱（グローバル・ミニマム課税）

- 全ての多国籍企業グループが最低限の法人税負担をすることを確保するため、以下のルール等を導入。これらのルールを合わせてGloBE (Global Anti-Base Erosion) ルールという。
 - 年間総収入金額が7.5億ユーロ(約1,000億円)以上の多国籍企業(国別報告事項の対象となる企業と同水準)が対象。
- (1) 所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)
軽課税国にある子会社等の税負担が最低税率(15%)に至るまで親会社の国で課税
 - (2) 軽課税支払ルール(UTPR: Undertaxed Payment Rule)
軽課税国にある親会社等の税負担が最低税率(15%)に至るまで子会社等の国で課税
- (注) 海外進出の初期段階にある多国籍企業は、GloBEルールの適用開始後5年間、UTPRの適用から除外される。



第2の柱（所得合算ルールイメージ）

軽課税国に所在する子会社等の税負担が国際的に合意された最低税率（15%）に至るまで、親会社の所在する国において課税を行う制度



(※) 所得合算ルールの課税ベースは、調整された財務諸表の税引前利益を使用

国際課税を巡る各国の動き

EU（2021年12月）

欧州委員会は12月22日、EU域内の多国籍企業に対する世界共通の最低法人税率に関する指令案を発表した。

（中略）今回の指令案は、基本的にこのOECDのモデル規則に沿った内容となっている。ただし、適用対象に関しては、OECDのモデル規則では、売上高が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業グループに限定されているが、同指令案では、1つの加盟国のみに設置された売上高が7億5,000万ユーロを超える企業グループも対象に含まれる。これは、EUの基本原則である移動の自由、特に他の加盟国での自由な事業活動を認める「開業の自由」との整合性を保つためだ。EUでは、企業が設立地である加盟国以外の加盟国で子会社などを設置する自由が認められており、このような子会社などの設置を阻害する規制が禁止されている。（注1）

米国（2021年10月）

米国通商代表部（USTR）は10月21日、オーストリア、フランス、イタリア、スペイン、英国とのデジタル課税問題に関する合意に基づき、これら欧州5カ国からの輸入の一部に発動する可能性のあった追加関税措置を終了すると発表した。

（中略）米財務省が欧州5カ国と締結した合意は、OECDで議論されていた「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに基づく解決策の策定に向けた作業計画」における、市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し（第1の柱）が10月8日に政治的に合意（2021年10月14日記事参照）されたことを受けたもの。（注2）

注1 日本貿易振興機構（ジェトロ）ホームページ「欧州委、OECD/G20で合意の最低法人税率の適用指令案を発表」（2021年12月23日）より引用。

注2 日本貿易振興機構（ジェトロ）ホームページ「米国、デジタル課税めぐり欧州5カ国と合意、USTRは発動停止中の追加関税措置の終了発表」（2021年10月22日）より引用。

国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（国際課税）

国際課税制度の見直しに伴う税収については、全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

国際課税制度の見直しに伴う税収については、以下の理由から、地方分が含まれると考えるべきである。

- 第1の柱において、配分基準とされる「売上」は、国及び地方自治体が整備する社会インフラを基盤として成り立っていること
- 現在法人二税を課されている法人が、第1の柱の適用を受けることとなった場合、利益の一部が市場国に配分され、個々の地方自治体の減収が見込まれることから、一方的な減収とならないよう、我が国における増収分について適切に取り扱うべきこと
- 第2の柱は、軽課税国における地方税分を含む法人実効税率と最低法人税率15%との差分が課税対象となること

国際課税に関する主な論点

論点1

- ・ 国際課税の見直しに伴う税収が地方自治体に帰属する論拠としてはどのようなものがあるか

論点2

- ・ 仮に地方に税収が帰属する場合、どのような仕組みが考えられるか
- ・ 地方間の配分をどのようにすべきか

国際課税・第1の柱における利益配分の考え方

1つ目の柱

○ 多国籍企業が売上をあげている国(市場国)でも一定程度課税ができるよう、市場の特性に着目した3つの考え方を組み合わせて、国際課税原則を見直す。



ユーザーの参加

・ SNSや検索エンジン等をユーザーが利用することにより生じた利益について、ユーザーがいる国が課税できるようにする



対象
ビジネス
の範囲

狭い



マーケティング上の無形資産

・ 多国籍企業が市場国で生み出したブランド価値を認め、それにより生じた利益について、市場国が課税できるようにする



広い
可能性



重要な経済的存在

・ 途上国でも執行が簡単な解決策として提案
・ 市場国で継続して売上をあげており、市場国との関係があると認められる場合、市場国が課税できるようにする



広い
可能性

課税の枠組みの考え方

【課税の枠組み】

【地方への配分】

第1の柱
第2の柱

既存の法人税(国税)及び法人
事業税・法人住民税(地方税)の
課税ベースに上乗せ

新たな税制の創設

既存の分割基準に則って配分？

国税(新税)で課税し譲与税で配分
* 配分方法は別途検討

国税(新税)と地方税(新税)で課税
* ネクサスのあり方について要検討

地方譲与税の概要

譲与税目	地方揮発油譲与税 ^{※1}	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税 ^{※2}	航空機燃料譲与税	特別とん譲与税	森林環境譲与税 ^{※3}	特別法人事業譲与税																					
譲与総額	地方揮発油税収入額の全額	石油ガス税収入額の1/2	自動車重量税収入額の357/1,000 (当分の間 431/1,000)	航空機燃料税収入額の2/13 (令和4年度 4/13)	特別とん税収入額の全額	森林環境税収入額に相当する額	特別法人事業税収入額の全額																					
課税標準及び税率等	製造場からの移出又は保税地域からの揮発油引取数量 5,200円/kg (本則税率 4,400円/kg) 〔令和16年度～ 5,500円/kg (本則税率 4,700円/kg)〕	石油ガス充てん場からの移出又は保税地域からの引取数量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車 例) 乗用自動車自家用(3年) 12,300円/自重0.5 ^ト	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量 26,000円/kg 〔令和4年度 13,000円/kg〕	開港へ入港する外国貿易船のトン数 入港ごとに納付する場合 20円/ト 開港ごとに1年分一時納付する場合 60円/ト	国内に住所を有する個人 年額1,000円/人 〔令和6年度から課税開始〕	基準法人所得割額 資本金1億円超の普通法人 260% 特別法人 34.5% 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等、投資法人等 37% 基準法人収入割額 電気供給業、ガス供給業(導管ガス供給業)、保安業を営む法人 30% 電気供給業(小売電気事業者等・発電事業者等・特定卸供給事業者)を営む普通法人 40% ガス供給業(特定ガス供給業) 82.5%																					
譲与団体	都道府県・市町村(特別区含む)	都道府県・指定都市	市町村・都道府県(特別区含む)	空港関係市町村(特別区含む) 空港関係都道府県	開港所在市町村(都を含む)	市町村・都道府県(特別区含む)	都道府県																					
譲与基準	○都道府県・指定都市(58/100) 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 *財源超過団体に対する譲与制限あり(前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2又は当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額を制限) ○市町村(42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積	○市町村 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積 ○都道府県 自家用乗用車(登録車)の保有台数 〔譲与割合〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※4年度～</td> <td>333/357 (407/431)</td> <td>24/357 (24/431)</td> </tr> <tr> <td>※16年度</td> <td>333/401 (407/475)</td> <td>68/401 (68/475)</td> </tr> <tr> <td>※17年度～</td> <td>333/416 (407/490)</td> <td>83/416 (83/490)</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔 〕内は前年度の譲与割合</p>	期間	市町村	都道府県	※4年度～	333/357 (407/431)	24/357 (24/431)	※16年度	333/401 (407/475)	68/401 (68/475)	※17年度～	333/416 (407/490)	83/416 (83/490)	○市町村(4/5) 1/2 着陸料収入額 1/2 騒音世界数 ○都道府県(1/5) 市町村の譲与基準により算定した額	開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額	○市町村 5/10 私有林人工林面積 2/10 林業就業者数 3/10 人口 ○都道府県 市町村と同様 〔譲与割合〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※4年度～</td> <td>22/25</td> <td>3/25</td> </tr> <tr> <td>※6年度～</td> <td>9/10</td> <td>1/10</td> </tr> </tbody> </table>	期間	市町村	都道府県	※4年度～	22/25	3/25	※6年度～	9/10	1/10	人口 *財源超過団体に対する譲与制限あり(当初算出額の25%を保障し、残金の75%を制限(制限は財源超過額を上限とする))
期間	市町村	都道府県																										
※4年度～	333/357 (407/431)	24/357 (24/431)																										
※16年度	333/401 (407/475)	68/401 (68/475)																										
※17年度～	333/416 (407/490)	83/416 (83/490)																										
期間	市町村	都道府県																										
※4年度～	22/25	3/25																										
※6年度～	9/10	1/10																										
譲与基準の補正	人口、道路の種類・幅員等による補正(民間人口が多い団体は別途補正)	普通交付税算定に用いる道路幅りよう量の測定単位当たりの補正率による補正	人口、道路の幅員等による補正(民間人口が多い団体は別途補正)	着陸料の収入額、空港の管理の態様、空港の所在、騒音の程度等による補正	なし	林野率による補正(私有林人工林面積のみ)	なし																					
使 途	条件・制限なし(地方道路譲与税は道路費用)	条件・制限なし	条件・制限なし	騒音による障害防止・空港対策等に関する費用	条件・制限なし	森林整備及びその促進に関する費用 市町村の支援等に関する費用	条件・制限なし																					
譲与時期	6・11・3月	6・11・3月	6・11・3月	9・3月	9・3月	9・3月	5・8・11・2月																					
令和3年度譲与実績額	2,325億円	49億円	2,895億円	146億円	117億円	400億円	18,535億円																					
令和4年度地財計画額	2,291億円	48億円	2,891億円	149億円	113億円	500億円	19,986億円																					

※1 地方道路譲与税を含む。また、令和16年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、その増額分を地方揮発油譲与税の新譲与分として、都道府県に対して自家用乗用車(登録車)の保有台数で按分して譲与することとされている。
 ※2 自動車重量譲与税の譲与総額は、自動車重量税の収入額に対して令和4～15年度は357/1,000(当分の間431/1,000)、令和16年度は401/1,000(当分の間475/1,000)、令和17年度以降は、416/1,000(当分の間490/1,000)とされている。
 ※3 令和6年度までは、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、令和4、5年度は500億円、令和6年度は森林環境税の収入額に相当する額に300億円を加算した額を譲与することとされている。

過去の答申（法人事業税の外形標準課税）

【法人事業税の外形標準課税】(令和3年度答申 P.29)

- 景気変動の影響を受けやすく税収が不安定な所得割と比べ、付加価値割等の外形標準課税は税収の安定化に寄与
- 外形標準課税の適用基準については、今後も引き続き、中小法人の負担に十分に配慮しつつ、近年の法人の事業活動形態の変化も踏まえ、法人の規模、活動実態等を的確に表すものとして、資本金以外の指標も組み合わせること等を検討すべき

令和4年度与党税制改正大綱（外形標準課税のあり方）

法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金1億円超の大法人を対象を導入され、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。一方で、経済社会の構造変化に伴い、外形標準課税の対象法人の数や態様は大きく変化しており、今後、こうした原因・課題の分析を進めるとともに、外形標準課税の適用対象法人のあり方について、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

外形標準課税導入の意義

①税負担の公平性の確保

赤字法人(欠損法人)はまったく法人事業税を負担していない状況を改め、法人の事業規模に応じて薄く広く公平な負担を求める

②応益課税としての税の性格の明確化

法人事業税は法人がその事業活動を行うに当たって受けている都道府県の各種の行政サービスの経費負担を求めようとする応益課税の原則に拠るもの。このため課税標準を、所得から事業活動の規模に応じた課税を可能にする外形標準に改める

③地方分権を支える基幹税

法人の利益はその時々々の経済環境に大きく左右され、法人事業税も法人所得を課税標準とする限り税収が大きく変化する。都道府県が安定的に行政サービスを提供していくため、外形標準課税を導入して法人事業税の税収を安定化させる

④経済の活性化、経済構造改革の促進

外形標準課税の導入により、法人所得に係る税負担は軽減される。このため、日本経済を牽引する企業、優良企業にとっては新規投資や新分野への進出が促進される

(平成15年「改正地方税制詳解」から抜粋)

注 総務省「地方法人課税のあり方等に関する検討会(第2回)」(平成24年10月23日)資料より抜粋。

外形標準課税創設時に資本金1億円超を対象とした背景

■ 自治省案(H12)・総務省案(H13)

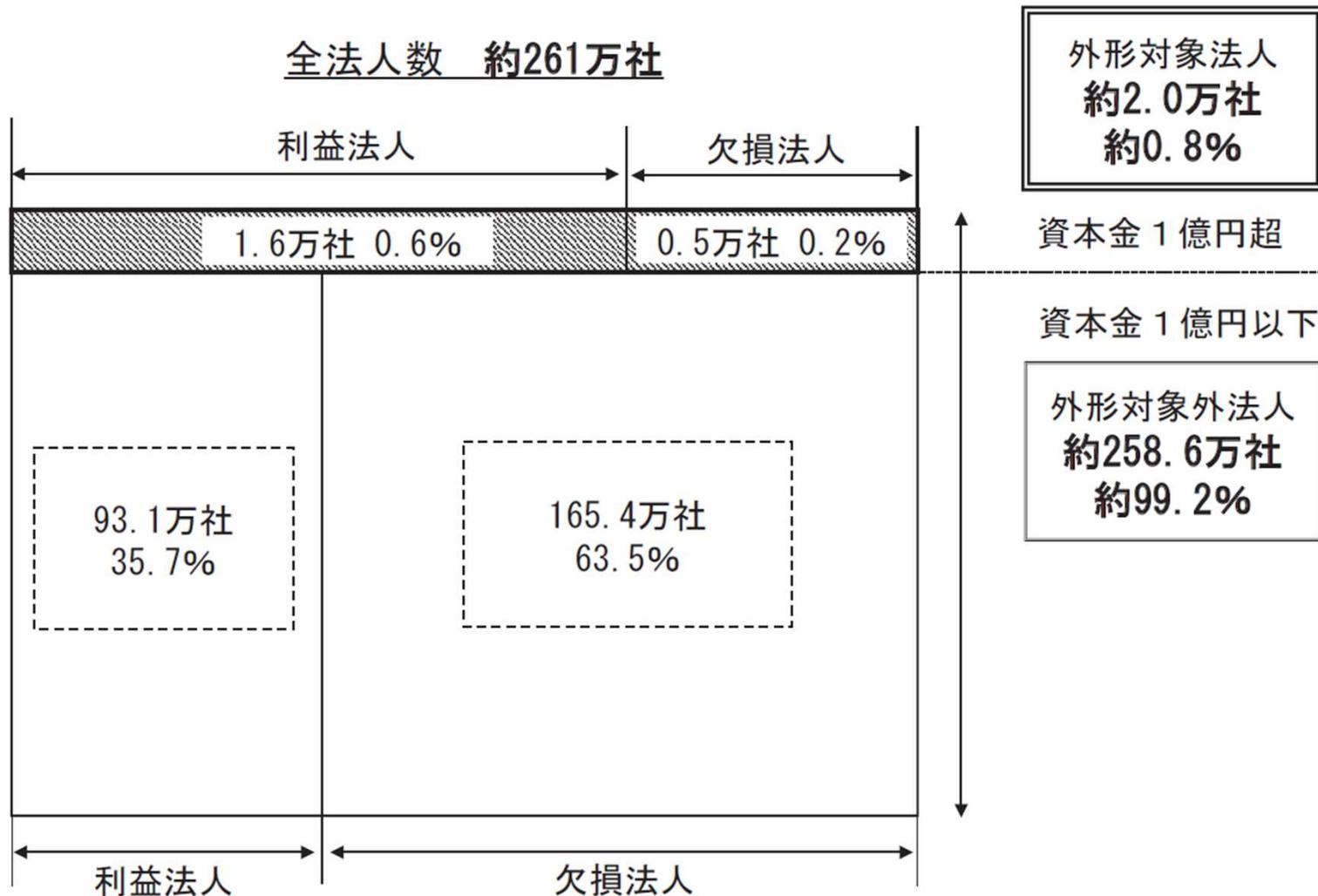
- ・全法人を対象とする。ただし、中小法人に対する特例を設ける。
- ・大法人より2年遅れて導入を開始する。

■ 外形標準課税制度創設(H15税制改正)

- ・資本金1億円超の法人を対象とする。
- ・「総務省案から対象法人等が相当程度絞り込まれる形での導入とされた背景には与党の平成15年年度税制改正大綱に「現下の景気の状態も勘案し」とされているとおり、導入にあたって、景気動向等を踏まえた判断があったものと考えられる。」
- ・なお、資本金1億円超を基準とした理由としては、
 - ①法人税の軽減税率等のこれまでの税法上の取扱いを踏まえたもの
 - ②中小企業基本法は、中小企業の範囲が業種毎に異なり、資本金の要件だけでなく従業員数の要件等の定義もあり、非常に複雑であることから、税法上の対象法人の範囲を定める基準にはなじまないということで、対象を考えたもの
(平成15年3月6日衆議院総務委員会における黄川田議員の質問への若松総務副大臣答弁の要旨)

注 一般財団法人自治総合センター「地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会報告書」（令和4年3月）及び「改正地方税制詳解」（平成15年）等より作成。

外形標準課税対象法人数（令和元年度）（確定申告ベース）



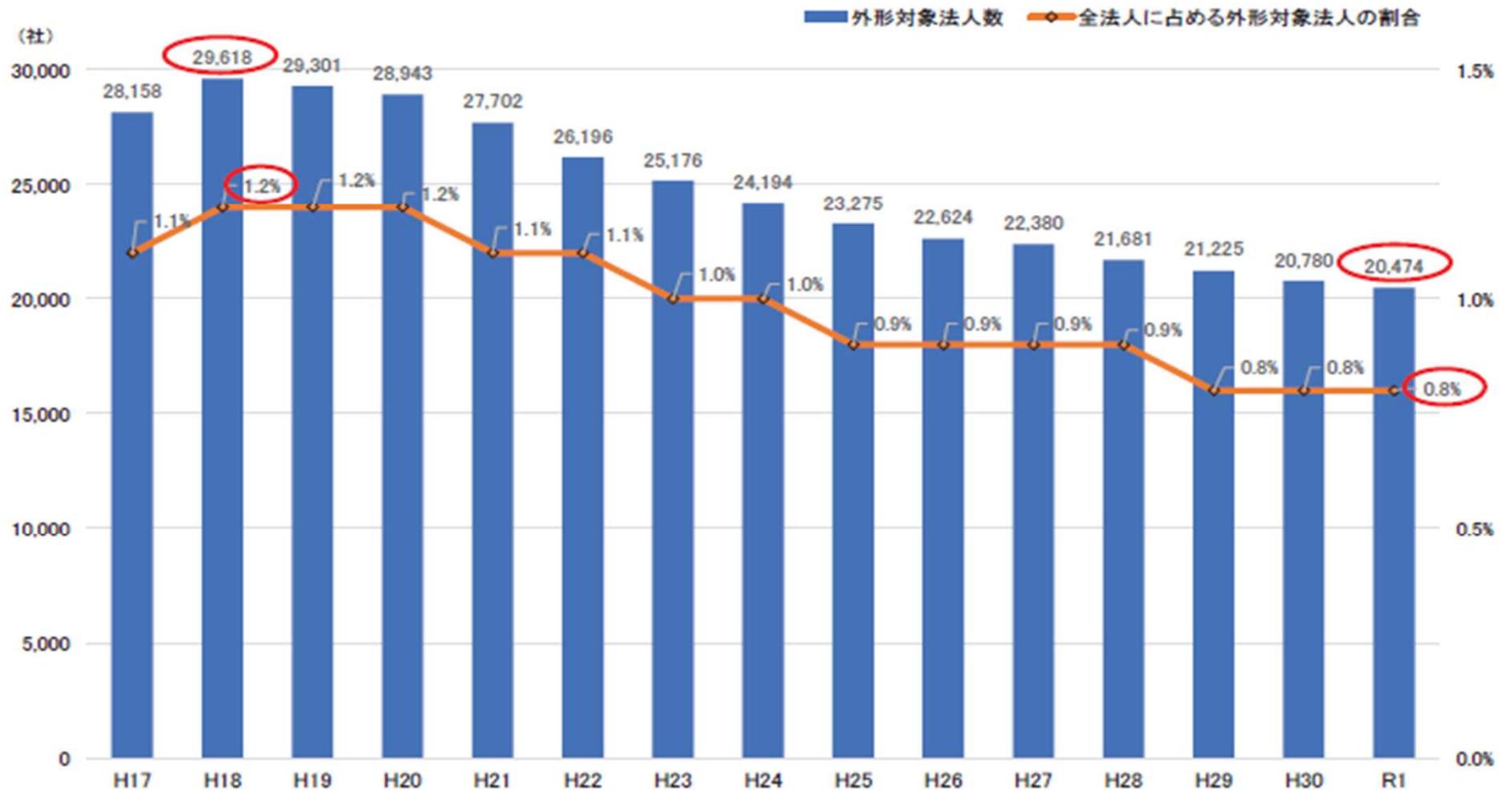
※ 法人数は、平成31年2月1日から令和2年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、収入金額課税法人（15,466社）は含まれていない。

※ 端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。

注 一般財団法人自治総合センター「地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会報告書」（令和4年3月）より抜粋。

外形標準課税対象法人数の推移

○ 外形標準課税対象法人数は、景気変動にかかわらず、減少傾向。現状、創設時の約7割程度。



※ 「道府県の課税状況に関する調査」による。収入金額課税法人は含まれていない。

注 一般財団法人自治総合センター「地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会報告書」（令和4年3月）より抜粋。

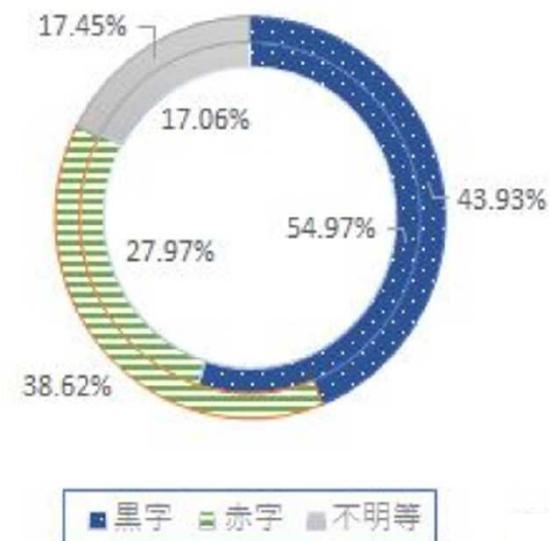
減資企業の増加

- 近年、資本金を減資する大企業が増加している。資本金を1億円以下とすることで法人税法上は中小企業とみなされ、法人税率の引き下げや法人事業税の外形標準課税の免除等の税制優遇措置の対象となる。
- 減資企業は、コロナ禍において特に売上が減少した飲食業・旅行業・その他サービス業等に多い。

【資料1】 資本金1億円以下に減資した企業 産業別 (社)

	2020年3月末時点		2021年3月末時点		
	社数	構成比	社数	構成比	前年比
農・林・漁・鉱業	6	0.84%	7	0.70%	16.67%
建設業	22	3.08%	36	3.61%	63.64%
製造業	146	20.42%	191	19.16%	30.82%
卸売業	80	11.19%	101	10.13%	26.25%
小売業	70	9.79%	70	7.02%	0.00%
金融・保険業	29	4.06%	45	4.51%	55.17%
不動産業	53	7.41%	68	6.82%	28.30%
運輸業	23	3.22%	25	2.51%	8.70%
情報通信業	126	17.62%	182	18.25%	44.44%
サービス業他	160	22.38%	272	27.28%	70.00%
合計	715	100%	997	100%	39.44%

【資料2】 資本金1億円以下に減資した企業の損益別 (内側が20年、外側が21年)



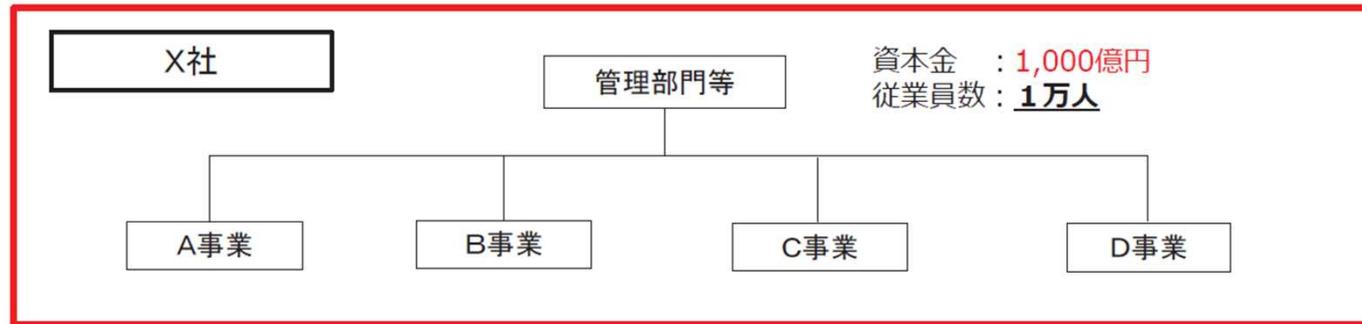
注 資料1及び資料2は、東京商工リサーチ『「減資企業」動向調査』(2021年6月9日)より引用。

持株会社化の事例（イメージ）

- 持株会社と子法人（資本金1億円以下）に再編し従業員の多くを子法人に帰属させるケース

 ……資本金1億円超の法人（外形対象法人）

<分社化前>



<分社化後>



注 一般財団法人自治総合センター「地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会報告書」（令和4年3月）より作成。

法人税における中小法人課税（概要）

<中小法人(資本金1億円以下)向けの税制>

項目	内容
1. 軽減税率	所得800万円以下の部分について、23.2%(基本税率)から19%に軽減【法人税法】 さらに、時限的に税率15%に軽減(※1)【租特法】
2. 貸倒引当金	貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可(大企業は銀行や保険会社等を除き不可)【法人税法】
3. 欠損金関係	① 欠損金繰越控除について所得金額の100%(大企業は所得金額の50%)まで損金算入可(10年間)【法人税法】 ② 欠損金繰戻還付(1年間)が可(※2)(※3)【法人税法・租特法】
4. 留保金課税	特定同族会社に対して課される留保金課税の適用除外【法人税法】
5. 租税特別措置(※1)	① 研究開発税制:一般型(旧総額型)の税額控除率 ② 所得拡大促進税制 ③ 中小企業投資促進税制 ④ 中小企業経営強化税制 ⑤ 特定事業継続力強化設備等の特別償却(BCP) ⑥ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(※1) 適用要件として、課税所得(過去3年間平均)が15億円以下であることが必要(平成31年4月より適用)。

(※2) コロナ特例により、中堅企業(資本金1億円超10億円以下の法人)の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度に生じた欠損金については、繰戻還付(1年間)が可。

(※3) 災害損失欠損金については、白色申告法人は1年間、青色申告法人は2年間、繰戻還付が可(大法人も同様)。

注 一般財団法人自治総合センター「地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会報告書」(令和4年3月)より抜粋。

法人税の中小法人課税における中小法人の範囲

法人税の中小法人課税における中小法人の範囲

未定稿

※以下は、普通法人における各制度の定義を整理したもの。

項 目	内 容	対象となる法人	左のうち除外される法人
軽減税率 <small>(法法・租特法)</small>	所得800万円以下の部分は税率19% さらに時限的に税率15%(注)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金1億円以下の法人 ・ 資本等を有しない法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大法人(資本金5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社、受託法人)の100%子法人 (22年度改正) ・ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人 (23年度改正) ・ 相互会社 ・ 投資法人 (27年度改正) ・ 特定目的会社 (27年度改正) ・ 受託法人
欠損金関係 <small>(法法・租特法)</small>	①欠損金繰越控除について所得金額の100%まで損金算入可 ②欠損金繰戻還付(1年間)が可		
貸倒引当金 <small>(法法)</small>	貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可		
留保金課税 <small>(法法)</small>	特定同族会社に対して課される留保金課税の適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金1億円以下の法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大法人(資本金5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社、受託法人)の100%子法人 (22年度改正) ・ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人 (23年度改正) ・ 投資法人 (27年度改正) ・ 特定目的会社 (27年度改正) ・ 受託法人
租税特別措置 <small>(租特法)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ① 研究開発税制:一般型(旧総額型)の税額控除率 ② 所得拡大促進税制 ③ 中小企業投資促進税制 ④ 中小企業経営強化税制 ⑤ 特定事業継続力強化設備等の特別償却(BCP) ⑥ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金1億円以下の法人 ・ 資本等を有しない法人のうち常時使用従業員数が1,000人以下の法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税所得(過去3年間平均)15億円超の法人 (29年度改正) ・ 同一の大規模法人(※)に発行済株式等の2分の1以上を所有されている法人 ・ 複数の大規模法人(※)に発行済株式等の3分の2以上を所有されている法人 <p>※ 以下のいずれかに該当する法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金1億円超の法人 ・ 資本等を有しない法人のうち常時使用従業員数が1,000人超の法人 ・ 大法人(資本金5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社)のうち常時使用従業員数が1,000人超の法人、受託法人)の100%子法人 ・ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている普通法人 (31年度改正) <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託法人

(注) 課税所得(過去3年間平均)が15億円超の法人は、15%の軽減税率の適用対象から除外されている。

注 一般財団法人自治総合センター「地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会報告書」(令和4年3月)より抜粋。

中小企業基本法の基本理念

第3条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

中小企業の各国の定義

	根拠法令等	量的基準		質的基準
		従業員数	売上高・資本金等	
日本	中小企業基本法	製造業等：300人以下 卸売業：100人以下 サービス業：100人以下 小売業：50人以下	製造業等：資本金3億円以下 卸売業：資本金1億円以下 サービス業：資本金5000万円以下 小売業：資本金5000万円以下	なし
		※大きくりの業種ごとに基準が規定されている。従業員基準又は資本金基準のいずれかを満たせばよい。		
米国	中小企業法、連邦規則 (13 CFR 121)	製造業：従業員数500人以下～同1,500人以下 卸売業：従業員数100人以下～同250人以下 小売業：年間売上高800万ドル以下～同4150万ドル以下 飲食業：年間売上高800万ドル以下～同4150万ドル以下 等		営利事業である、独立して所有・運営されている、国内市場の支配力を持たない等。
		※細かな業種分類ごとに、従業員基準又は売上高基準のいずれかが規定されている。		
EU	欧州委員会勧告 (2003/361/EC)	250人未満	年間売上高：5000万ユーロ以下 又は 総資産：4300万ユーロ以下	独立性に関する基準を満たす。
		※従業員基準に加えて、売上高基準又は総資産基準のいずれかを満たす必要がある。		
中国	中小企業促進法、統計上大中小零細企業分類基準 (2017)	工業：1000人未満 卸売業：200人未満 小売業：300人未満 飲食業：300人未満 建設業：規定なし 等	工業：年間売上高4億元未満 卸売業：年間売上高4億元未満 小売業：年間売上高2億元未満 飲食業：年間売上高1億元未満 建設業：年間売上高8億元未満及び 総資産8億元未満 等	なし
		※業種ごとに基準が規定されている。2つの量的基準を両方満たす必要がある。		
韓国	中小企業基本法、同施行令	なし	【3年間の平均売上高】 製造業（業種による）：800億ウォン以下～1500億ウォン以下 卸売・小売業：1000億ウォン以下 飲食業：400億ウォン以下 等 ※上記に加え、総資産5000億ウォン未満であること（全業種）。	独立性に関する基準を満たす。
		※業種ごとに基準が規定されている。また、規模の拡大等で中小企業に該当しなくなった場合、向こう3年間は中小企業とみなす猶予規定がある。		

注 国立国会図書館 『調査と情報-Issue Brief-』 No. 1155「中小企業の定義—概要と論点—」国立国会図書館 調査及び立法考査局 調査企画課 岡田 悟（令和3年7月27日）より抜粋。

資本金別法人数累計（令和元年度）（確定申告ベース）

資本金	法人数累計	累計割合
1億円超	21,307	0.8%
1億円以上	33,932	1.3%
5,000万円以上	97,183	3.7%
1,000万円超	357,308	13.7%
1,000万円以上	900,107	34.5%
300万円以上	2,125,683	81.6%
全法人	2,606,011	100.0%

注1 総務省「令和元年度 道府県税の課税状況等に関する調」（18表）より作成。

注2 法人数は、平成31年2月1日から令和2年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、収入金額課税法人（15,466社）は含まれていない。

従業者数別法人数累計（平成28年経済センサス）

従業者数	法人数累計	累計割合
5,000人以上	636	0.03%
2,000人以上	2,011	0.11%
1,000人以上	4,465	0.24%
300人以上	18,690	1.00%
100人以上	62,683	3.34%
50人以上	127,573	6.80%
30人以上	214,778	11.44%
20人以上	324,265	17.27%
10人以上	616,223	32.82%
5人以上	1,061,585	56.54%
全法人	1,877,438	100.00%

資本金以外に考えられる基準例

- 従業員数(中小企業基本法の中小企業者要件・海外の要件)
- 売上高(海外の要件)
- 総資産(海外の要件)
- 資本金等の額(法人事業税資本割の課税標準額)
- 所得金額(法人事業税所得割の課税標準額)
- 付加価値額(法人事業税付加価値割の課税標準額)
- 課税所得(過去3年平均)15億円超の法人(租税特別措置法上の対象外要件)
- 同一の大規模法人に発行済株式等の2分の1以上を所有されている法人(租税特別措置法上の対象外要件)
- 複数の大規模法人に発行済株式等の3分の2以上を所有されている法人(租税特別措置法上の対象外要件)
- 大法人(資本金5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社、受託法人)の100%子法人(法人税法上の対象外要件)
- 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人(法人税法上の対象外要件)

過去の答申（政策減税-先端技術の開発・高性能製品の普及への支援-）

【政策減税-先端技術の開発・高性能製品の普及への支援-】（平成20年度答申 P.46）

○ 我が国は、石油危機以来、30% を超える省エネを達成しており、GDP 当たりのエネルギー消費量は世界で最も小さくなっている。これは、世界最高水準にある環境技術と、その成果である低燃費・高効率製品の普及によるものである。

○ 我が国の目指すべきは、連続的なイノベーションを創出することにより、今後も環境技術のトップランナーとして、世界の温暖化対策をリードするとともに、持続的な経済成長を実現していくことである。

○ こうした視点から、先端技術の開発促進やその成果である省エネ設備・システムの普及促進を図るための税制支援についても、積極的に検討していくことが重要である。

○ なお、この場合の支援策については、最先端の技術・設備の導入を促進するための政策税制として行うものであることに鑑み、期間を限ることが適当である。

○ また、産業育成・振興等の目的で設けられた法人税等の租税特別措置の中には、環境の視点からは望ましくないものへの軽減措置もある。こうした措置については、本来目的と環境負荷とを比較考量し、適時見直していくことが必要である。

水素・燃料アンモニア産業（水素）成長戦略「工程表」

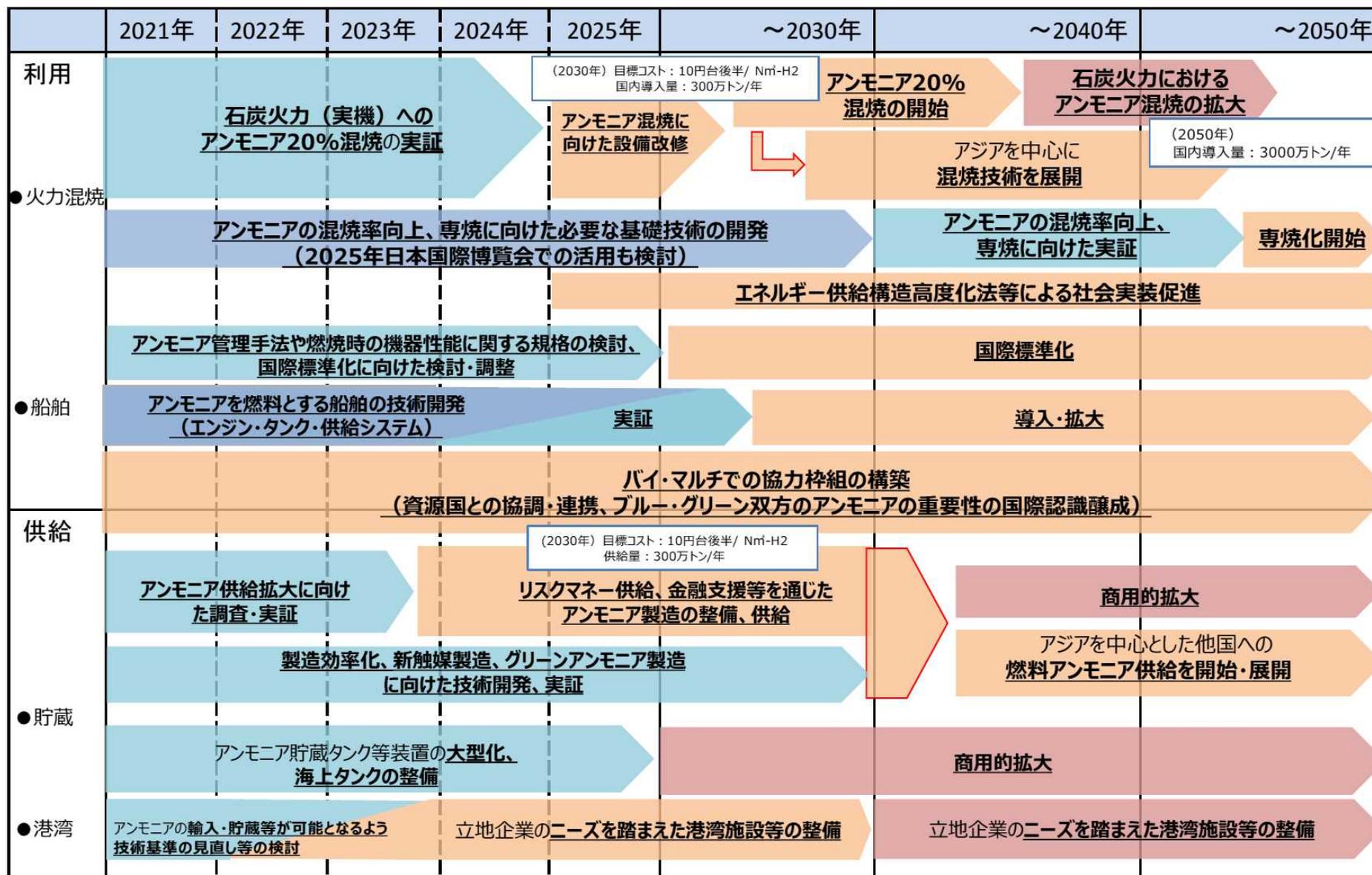
- 導入フェーズ： 1. 開発フェーズ 2. 実証フェーズ 3. 導入拡大・コスト低減フェーズ 4. 自立商用フェーズ
- 具体化すべき政策手法： ①目標、②法制度（規制改革等）、③標準、④税、⑤予算、⑥金融、⑦公共調達等

●地域	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	～2030年	～2040年	～2050年
●利用						★目標(2030年時) コスト:30円/Nm ³ 量:最大300万t		★目標(2050年時) コスト:20円/Nm ³ 以下、 量:2000万t程度
●輸送	自動車、船舶、航空機及び、物流・人流・土木インフラ（鉄道）産業の実行計画を参照							
●発電	大型専焼発電の技術開発					エネルギー供給構造高度化法等による社会実装促進		
	水素発電の実機実証（燃料電池、タービンにおける混焼・専焼）							
	国内外展開支援（燃料電池、小型・大型タービン）							
●製鉄	COURSE50（水素活用等でCO ₂ ▲30%）の大規模実証					導入支援		脱炭素水準として設定
	水素還元製鉄の技術開発					技術確立		導入支援
●化学	水素等からプラスチック原料を製造する技術の研究開発					大規模実証		導入支援
●燃料電池	革新的燃料電池の技術開発					革新的燃料電池の導入支援		
	多用途展開、生産設備の投資支援、導入支援							
●輸送等	国際輸送の大型化に向けた技術開発		大規模実証、輸送技術の国際標準化、港湾において輸入・貯蔵等が可能となるよう技術基準の見直し等			商用化・国際展開支援		
	商用車用の大型水素ステーションの開発・実証							
	水素ステーションへの規制改革等によるコスト削減・導入支援							
●製造	水電解装置等の大型化等支援・性能評価環境整備							
●水電解	海外展開支援（先行する海外市場の獲得）							
	余剰再エネ活用のための国内市場環境整備（上げDR等）等を通じた社会実装促進					卒FIT再エネの活用等を通じた普及拡大		
●革新的技術	革新的技術（光触媒、固体酸化物形水電解、高温ガス炉等の高温熱源を用いた水素製造等）の研究開発・実証					導入支援		
●分野横断	福島や発電所等を含む港湾・臨海部、空港等における、水素利活用実証					インフラ等の整備に伴う全国への利活用拡大		
	再エネ等の地域資源を活用した自立分散型エネルギーシステムの実証・移行支援・普及							
	クリーン水素の定義等の国際標準化に向けた国際連携							
	資源国との関係強化、需要国の積極的な開拓を通じた国際水素市場の確立							
	洋上風力、カーボンリサイクル・マテリアル及び、ライフスタイル関連産業の実行計画と連携							

注 資源エネルギー庁「総合資源エネルギー調査会 第2回」（令和4年4月18日）資料より抜粋

水素・燃料アンモニア産業（燃料アンモニア）成長戦略「工程表」

- 導入フェーズ： 1. 開発フェーズ 2. 実証フェーズ 3. 導入拡大・コスト低減フェーズ 4. 自立商用フェーズ
- 具体化するべき政策手法： ①目標、②法制度（規制改革等）、③標準、④税、⑤予算、⑥金融、⑦公共調達等



注 資源エネルギー庁「総合資源エネルギー調査会 第2回」（令和4年4月18日）資料より抜粋

東京都水素ビジョン（概要）

2050年の目指す姿

● グリーン水素

グリーン水素が**本格活用**され、**再エネの大量導入**を支えている。



グリーン水素活用施設
©東芝エネルギーシステムズ（株）

● 運輸分野

グリーン水素が大型車両や船舶、航空機などの**輸送機器の燃料**として活用されている。



水素航空機のイメージ図
©川崎重工業（株）

● 様々な分野（発電、産業、業務・家庭）

水素発電、熱需要（メタネーション等）、産業での**原料利用**にグリーン水素が活用されている。



水素製造・貯蔵・発電実証設備イメージ図
©三菱重工業（株）

中長期的な見通し

グリーン水素

グリーン水素の導入事例が積み上がる

グリーン水素の基盤づくりが進行

・あらゆる分野でグリーン水素を**本格活用**
・グリーン水素が**再エネ大量導入**を支える

運輸分野

乗用車やバス、トラック等での水素活用

船舶等での水素活用

航空機等の大型輸送機器での水素活用

様々な分野

・地域的な発電での水素活用
・燃料電池の活用

・水素発電の商用化
・メタネーションの導入
※サプライチェーン構築が重要

・電力の調整力として利用
・熱の脱炭素化実現
・産業での原料利用

初期（～2025年頃）

中期（～2030年頃）

長期（～2050年頃）

脱炭素に向けた資金の調達方法

- 企業は、事業環境等を踏まえて、主体的に脱炭素に向けた取組を実施。脱炭素に向けて必要となる設備投資を、**金融市場等を通じた資金調達により実施**。
- 他方で、政府は企業行動を促す必要性・緊急性や、投資規模の大きさなどに起因する事業リスクの高さ、支援/規制の相当性等を踏まえて**適切な手法を組み合わせた政策を実施**。特に、**資金調達に関しては、企業・業種ごとのトランジションのパターンに応じて、適切な支援策を実施**。

支援的アプローチ（イメージ）

高	手法	例
↑ 事業 リスク ↓ 低	補助金 税制 法律	<ul style="list-style-type: none"> ✓ グリーンイノベーション基金、省エネ補助金 ✓ カーボンニュートラル税制 ✓ FIT・FIP制度、託送制度
	エクイティ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公募 ✓ 割当増資
	エクイティ要素あり	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資本性劣後ローン ✓ 転換社債型新株予約権付社債
	エクイティ要素なし	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 銀行借り入れ ✓ 社債

※デットファイナンスを補完するものとして債務保証などの手法もある
資本性劣後ローンの主な担い手は公的機関

規制的アプローチ（イメージ）

分類	例
ハードロー 直接的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 省エネ法のトップランナー制度による省エネ設備の導入促進 ✓ エネルギー供給構造高度化法による非化石エネルギー源の利用促進
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 温対法による温室効果ガスの排出量に対する報告義務 ✓ 排出量取引制度 ✓ 炭素税
ソフトロー	<ul style="list-style-type: none"> ✓ GXリーグ ✓ コーポレートガバナンスコード ✓ スチュワードシップコード ✓ RE100

主な担い手 ■ : 公的機関 ■ : 民間

カーボンニュートラルに向けた税制

- 2050年カーボンニュートラルという野心的な目標に相応しい大胆な税制支援を措置。企業による短期・中長期のあらゆる脱炭素化投資が強力に後押しされることにより、10年間で約1.7兆円の民間投資創出効果を見込む。

(1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、以下①②の設備導入に対して、最大10%の税額控除又は50%の特別償却を措置する（改正法施行から令和5年度末まで3年間）。
- ① 大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備の導入
（対象製品）化合物パワー半導体、燃料電池、リチウムイオン電池、洋上風力発電設備のうち一定のもの
- ② 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入※
※事業所等の炭素生産性（付加価値額/二酸化炭素排出量）を相当程度向上させる計画に必要となるもの
（計画の例）再エネ電力への一部切替えとともに、生産設備やエネルギー管理設備の刷新

(2) 経営改革に取り組む企業に対する繰越欠損金の控除上限を引き上げる特例の創設

- 新型コロナの影響等により欠損金を抱える事業者が、産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、カーボンニュートラル実現等を含めた「新たな日常」に対応するための投資を行った場合、時限措置として欠損金の繰越控除の上限を、投資額の範囲で、50%から最大100%に引き上げる（コロナ禍で生じた欠損金が対象。控除上限引上げ期間は、最長5事業年度）。

(3) 研究開発税制の拡充

- 2050年カーボンニュートラルの実現含め我が国経済の持続的な発展の基盤となるイノベーションの創出拡大のため、コロナ前に比べて売上金額が2%以上減少していても、なお積極的に試験研究費を増加させている企業については、研究開発税制の控除上限を法人税額の25%から30%までに引き上げる。

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例

- 2030年度のエネルギーミックス実現に向け、**再生可能エネルギーの更なる導入拡大を推進することが重要。**
- 他方、再エネ発電事業の導入初期には、様々な事業リスクがあり、投資判断を行う上での障害となっている。
- 事業リスクへの対応や再投資拡大を図り、地域における最大限の再エネ普及に寄与するため、**再エネ発電設備に係る固定資産税を事業当初の3年間軽減する税制措置を2年間延長**する。

改正概要 【適用期限：令和5年度末まで】



対象設備	発電出力	課税標準
太陽光発電設備 (自家消費型補助金を受け取 得した設備)	1,000kW以上	3/4(7/12~11/12)
	1,000kW未満	2/3(1/2~5/6)
風力発電設備	20kW以上	2/3(1/2~5/6)
	20kW未満	3/4(7/12~11/12)
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4(7/12~11/12)
	5,000kW未満	1/2(1/3~2/3)
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2(1/3~2/3)
	1,000kW未満	2/3(1/2~5/6)
バイオマス発電設備 (2万kW未満)	1万kW以上	2/3(1/2~5/6)
	1万kW未満	1/2(1/3~2/3)

3
年
間
キ
ャ
ッ
シ
ユ
を
改
善

再エネ導入に伴う事業リスクの例

- 土地取得調整・環境アセスメントの長期化（事前のリスク）
- 機器の性能リスク、災害・発電量リスク（事後のリスク）
- 燃料価格の高騰（バイオマス発電）、蒸気量の減少による追加コスト（地熱発電）等



高い設備導入コスト

※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）。

租税特別措置の適用実態調査

4. 法人税関係特別措置の種類ごとの適用状況

法人税関係特別措置の主な種類ごとの適用状況(単体法人・連結法人合計)は、次のとおりである。

種 類	30 年 度			元 年 度			2 年 度		
	措置数	適用件数	適用額	措置数	適用件数	適用額	措置数	適用件数	適用額
法人税率の特例	2	960,315	特例対象所得金額 38,086 億円	2	989,464	特例対象所得金額 39,589 億円	2	992,354	特例対象所得金額 39,525 億円
税額控除	19	182,736	税額控除額 10,165 億円	18	181,472	税額控除額 8,356 億円	19	145,976	税額控除額 7,128 億円
特別償却	33	49,883	特別償却限度額等 9,756 億円	31	47,380	特別償却限度額等 9,356 億円	30	42,685	特別償却限度額等 8,134 億円
準備金等	13	12,975	損金算入額等 9,375 億円	13	12,917	損金算入額等 9,573 億円	11	3,806	損金算入額等 6,708 億円

(注) 適用額の内容は、法人税関係特別措置の種類によってそれぞれ異なる。例えば、法人税率の特例については対象となる所得金額、税額控除については税額控除額、特別償却については特別償却限度額等、準備金については積立額のうち損金算入額を示している。

諸外国の主な再エネ促進税制

- 米国では、再エネ発電や再エネ投資を行う企業に対して、法人税の控除が行われている。
- カナダやアイルランドでは、再エネ設備の加速償却制度が導入されている。

	米国		カナダ	アイルランド
名称	①再生可能電力生産税控除 (PTC) ※1992年導入	②ビジネス・エネルギー投資税控除 (ITC) ※エネルギー投資に関する税控除を2008年より拡大	クリーンエネルギー設備の加速償却 ※1994年導入	エネルギー効率設備の加速償却 ※2008年導入
根拠法	US Code Title 26, Section 45	US Code Title 26, Section 48	Income Tax Regulations, Classes 43.1 and Class 43.2 of Schedule II	Finance Act 2008, Section 46
内容	<ul style="list-style-type: none"> 再エネによる発電・販売を行った企業に対して、発電量に応じて法人税を控除。 事業開始から10年間が対象。 風力は2021年末、その他は2017年末までに建設開始したものが対象。 控除額(2021年) <ul style="list-style-type: none"> ①風力:地熱、太陽エネルギー、バイオマス:0.025USD/kWh (2017年以降に建設した風力は建設開始時期に応じて控除額を引き下げ) ②その他(埋立ガス、海洋エネルギー等):0.013USD/kWh 	<ul style="list-style-type: none"> 再エネプロジェクトへの資本投資を行う企業等に対し、投資額の一定割合を法人税から控除。 控除率はエネルギー設備の種類や建設開始日に応じて設定。 <ul style="list-style-type: none"> ①太陽エネルギー、小型風力、燃料電池 26%(2022年末までに建設開始の場合) ②地熱、マイクロタービン、CHP 10%(2023年末までに建設開始の場合) ③洋上風力 30%(2025年末までに建設開始の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ設備等を取得した企業に対し、費用の加速減価償却を通じて、法人税を優遇。 1994年2月以降に取得した設備は定率法で30%、2005年2月22日～2024年末までに取得した設備は50%、2018年11月20日～2028年までに取得した設備は2023年までは100%(その後2028年にかけて段階的に削減)適用。 19分野の機器が対象(風力、太陽エネルギー、小型水力等)。 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ設備等を取得した企業に対し、費用の即時償却(購入年に100%)を通じて法人税を優遇。 2023年末まで実施。 再エネ以外を含む、52種類の技術、3万を超える製品が対象(PVシステム、風力タービン、高効率照明、BEMS、電気自動車等)。
減税規模	52.9億USD(2021年見込み)、52.2億USD(2022年見込み)、55.1億USD(2023年見込み)	63.6億ドル(2021年見込み)、72.1億ドル(2022年見込み)、70.1億ドル(2023年見込み)	(公表されていない)	90万EUR(2016年)、310万EUR(2017年)、370万EUR(2018年)
税込総額(参考)	3.5兆USD(2020年米国全体)		2,839億CAD(2020年カナダ全体)	675億EUR(2021年アイルランド全体)

(備考)為替レート:1USD=約109円、1EUR=約125円(2019~2021年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)
 (出典)米国エネルギー省ウェブサイト「Production Tax Credit and Investment Tax Credit for Wind」、米国内国歳入庁(2020)「Investment Revenue Service 2020 DATA BOOK」、米国財務省(2021)「Tax Expenditures FY 2023」、カナダ政府ウェブサイト「Annual Financial Report of the Government of Canada Fiscal Year 2020-2021」、アイルランド持続可能エネルギー局ウェブサイト「Accelerated Capital Allowances」、アイルランド国税庁(2021)「Cost of Tax Allowances, Credits, Exemptions and Reliefs」、同(2022)「Headline Results 2021」等より作成。

未来の東京戦略version up 2022 (抜粋)

戦略12
稼ぐ東京 ver.up

戦略11
スタートアップ ver.up

02 社会経済の新たな展開を切り拓くスタートアップを輩出

「スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアム」等の重点強化

イノベーション・エコシステムの深化

- 情報プラットフォームを構築**
オンラインコミュニケーションツールを活用し、会員同士が相互につながる場を創出
- ディープ・エコシステム形成**
海外展開を視野に入れた有望なスタートアップに対し集中支援を実施
- WG・PTの組成を支援**
会員間のコラボレーションを支援し、産官学が連携するエコシステムを形成

エコシステム内外への情報発信

- 支援情報を一元的に発信**
都のスタートアップ支援メニューをまとめ、分かりやすく可視化
- 国際的な発信を強化**
海外VC等呼び込むイベントを開催するほか、エコシステムに係る指標をダッシュボード等で公開



コンソーシアムの強化とスタートアップとの協働等により、
世界へ羽ばたくスタートアップを輩出

社会課題解決に向け、「スタートアップ協働戦略 ver.1.0」を推進

- ✓ VCや大手企業など多様な主体と連携し、協働の取組を更に推進
- ✓ スタートアップ等が入居する支援拠点へ都職員を派遣するなど、幅広い協働の取組を支える仕組みを構築
- ✓ ワンブランドでの情報発信など、スタートアップと都職員とのコミュニケーションを深化



03 産業の基盤を担う中小企業の持続的発展を後押し

企業戦略の変革による経営強靱化

- 企業変革推進支援**
コロナ禍で業績が悪化した中小企業に対し、経営計画の再編・事業化を2年間にわたり支援
- サプライチェーンの維持確保**
部品・原材料の不足の状況を踏まえ、専門家派遣や受発注商談会の実施等により企業活動の回復をサポート
- 知的財産の戦略的活用**
スタートアップの知的財産活用を促進するため、経営・知財両面での戦略策定や特許取得等を支援



企業経営の強靱化で**経済をV字回復**させ、**成長軌道**へつなげる

グリーンとデジタルを軸とした、新たな成長産業への進出を促進

グリーンイノベーション創出によるゼロエミッション東京と経済成長の両立

- 脱炭素を踏まえた経営推進**
脱炭素による競争力強化を図る中小企業に対し、戦略の策定から実行まで支援
- モビリティ産業への技術支援**
都立産業技術研究センターでの技術支援に加え、関連企業等と連携した研究会の開催や人材育成を支援
- 脱炭素スタートアップ支援**
都が出資するファンド・オブ・ファンズを通じ、脱炭素化に貢献するスタートアップを支援

DXへの投資等による産業のスマート化

- デジタルツール導入支援**
デジタルツールの導入を支援し、中小企業の事業活動のDXに向けた取組を促進
- デジタルを活用した受注拡大**
ビジネスチャンス・ナビに、商談から契約までオンラインで完結する機能を整備
- DX人材育成支援**
企業の課題を踏まえた従業員のリスキリング計画の策定から、DX講習まで一体的な支援を実施

04 外国企業誘致 投資呼び込み

グローバルイベントを開催
エコシステムの発展や海外からの投資、企業誘致等を目指し、2022年度にグローバルイベントを開催



企業誘致や英語力の向上に向けた施策の展開

外国企業・外国人の誘致、海外への情報発信を一層促進するため、実用的な英語力の向上に向けた取組等を推進



3か年のアクションプラン (主要)

具体的な取組 (主要)	2021年度末 (見込み)	年次計画		
		2022年度	2023年度	2024年度
Tokyo Green Finance Initiativeの推進	サステナブルエネルギーファンドの組成 「TMUサステナブル研究推進機構」でのグリーンファイナンスの活性化に向けた研究	アンカー発行体として市場を牽引、企業のESG情報等に関するポータルサイト整備、グリーンボンド発行補助、参加プレーヤーの経理拡大、ESG人材育成等 ソーシャルインパクト投資ファンド(仮称)の組成	ソーシャルインパクト投資ファンド(仮称)を通じた市場形成	
金融のデジタル化	フィンテック支援ファンドの組成	フィンテック企業の誘致・創業・成長支援、キャッシュレス化の推進等		
多様な金融関連プレーヤーの集積	金融系外国企業・人材誘致等	継続的な規制緩和要望、金融系外国企業・人材誘致、都立大等と連携した法務人材等の育成、「Tokyo Sustainable Finance Week」の開催等		
スタートアップの輩出	「スタートアップ協働戦略 ver.1.0」策定等	東京コンソーシアム 情報プラットフォーム構築等	グローバル拠点都市としての地位を確立するための各種取組の推進	
経営の強靱化と成長産業への参入	-	脱炭素を踏まえた経営推進支援、モビリティ分野試験環境整備・技術支援、ファンドを通じた脱炭素スタートアップ支援等 デジタルツール導入支援助成 500件/年		

注 東京都政策企画局「未来の東京戦略version up 2022」(令和4年2月)より抜粋。

（多極化された仮想空間へ）

より分散化され、信頼性を確保したインターネットの推進や、ブロックチェーン上でのデジタル資産の普及・拡大など、ユーザーが自らデータの管理や活用を行うことで、新しい価値を創出する動きが広がっており、こうした分散型のデジタル社会の実現に向けて、必要な環境整備を図る。

そのため、トラステッド・ウェブ(Trusted Web)の実現に向けた機能の詳細化や国際標準化への取組を進める。また、ブロックチェーン技術を基盤とするNFTやDAOの利用等のWeb3.0の推進に向けた環境整備の検討を進める。さらに、メタバースも含めたコンテンツの利用拡大に向け、2023年通常国会での関連法案の提出を図る。Fintechの推進のため、セキュリティトークン(デジタル証券)での資金調達に関する制度整備、暗号資産について利用者保護に配慮した審査基準の緩和、決済手段としての経済機能に関する解釈指針の作成などを行う。

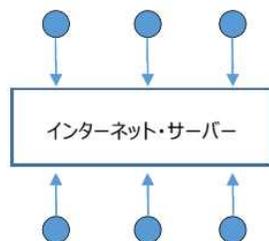
Web3.0と仮想空間の多極化

- Web3.0とは、ブロックチェーン技術によって、①管理者による信用保証が不要、②改竄されない、③コピーできない、といった特性が実現し、個々人がデータを所有・管理し、一極集中管理の巨大プラットフォームを介さずに自由につながり、交流・取引を行う、多極化されたWeb社会のこと。

Web1.0からWeb3.0までの変遷

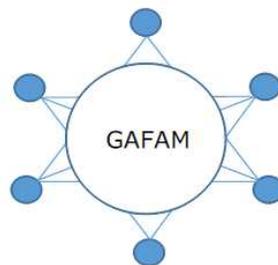
<Web1.0>

- ✓ 1990年～2000年代前半
- ✓ インターネット導入初期の段階。従前の手紙や電話といった手段に加えて、電子メールが普及。ただし、一方通行のコミュニケーション
- ✓ 主要サービス：電子メール



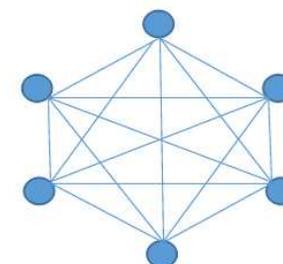
<Web2.0>

- ✓ 2000年代後半～2020年
- ✓ SNSが生み出され、双方向のコミュニケーションが可能に。他方で、GAFAM等の巨大なプラットフォームに個人データが一極集中管理される仕組み
- ✓ 主要サービス：SNS、Eコマース



<Web3.0>

- ✓ 2021年～
- ✓ 巨大プラットフォームを介さずに、個人が直接相互に自由につながり、交流・取引が行われる多極化された仮想空間社会
- ✓ 主要サービス：NFT、メタバース



(出所) 経済産業省資料を基に作成。

注 内閣官房「新しい資本主義実現会議（第6回）」（令和4年4月28日）より抜粋。

Web3.0の世界におけるサービス

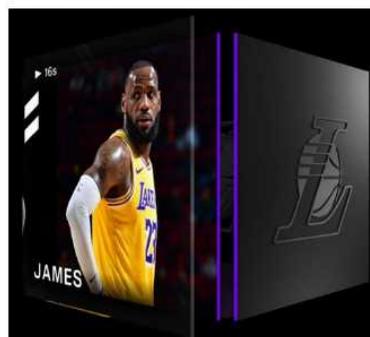
- Web3.0の世界においては、ブロックチェーン技術を基盤として、様々な新たなサービスが創出され、市場規模が拡大。
- 例えば、NFT(Non-Fungible Token、非代替性トークン) とは、偽造・改ざん不能のデジタルデータ。クリエイターが生み出すデジタル作品等は、NFT化されることによって、取引される。
- メタバースとは、ブロックチェーン上にあるデジタルの仮想空間。ユーザーは仮想空間の中でアバター（自分の分身）を通して他のユーザーと交流し、暗号資産（仮想通貨）等の決済手段を用いて、仮想のアイテムの取引を行うことができる。

NFT

- ✓ 主な事例：デジタルのアート作品、スポーツ選手カード、プレイ動画、ファッションなどがNFT化され、取引されている。



(提供) THE FABRICANT



(出所) NBA Top Shot

メタバース

- ✓ 主な事例：仮想空間上で、NFT化されたデジタルファッションやメタバース上の土地等が取引されている。

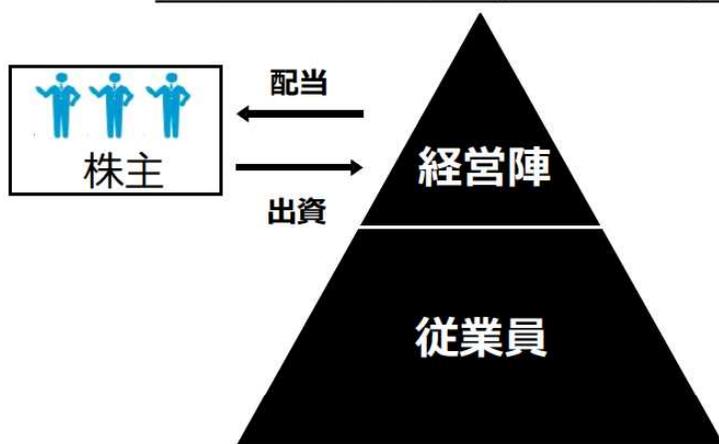


(出所)「The Sandbox」

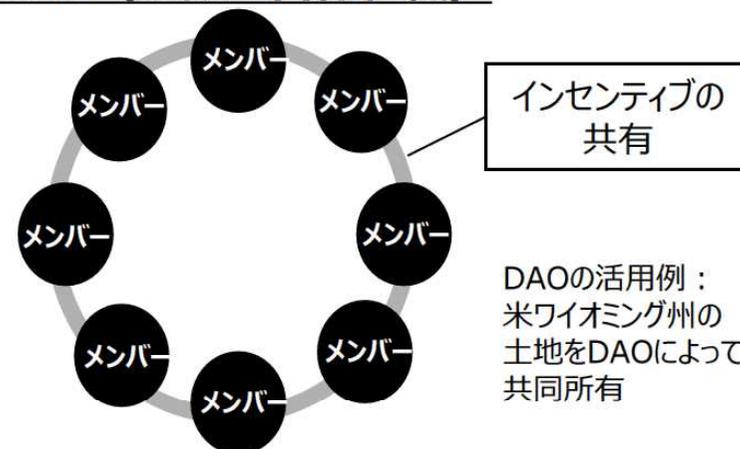
DAO (Decentralized Autonomous Organization, 分散型自律組織)

- ガバナンストークンなどの登場により、事業を行うための組織運営の新たな方法が生まれつつある。
- DAOでは、組織の理念に賛同する者が、意思決定に関与できる機能を有したガバナンストークンを保有（≒出資）し、組織運営に参画。**所有と経営が一致**することで、事業成功に向けたインセンティブが共有されることに。
- 投票や配当などの意思決定のルールをプログラムで定めて自動化する、取引記録を開示することで保有者構成や財務状況の透明性を高めるなど、従来できなかった組織運営も可能に。

従来の会社組織（株式会社）



DAO（分散型自律組織）



組織形態	階層・中央集権型、閉鎖的	水平・分散型、開放的
オーナーシップ・報酬	所有と経営の分離。株主が配当を受け取り、従業員は雇用契約により給与を受け取る。	所有と経営の原則一致（⇒インセンティブの一致）。貢献度に応じたインセンティブ設計が可能。
意思決定方法	株主総会、取締役会、社内決定	ガバナンストークン保有者による投票など
組織運営に関する規律	定款、社内規則	スマートコントラクト（契約の自動執行）
財務状況の開示	有価証券報告書、四半期報告書 等	ブロックチェーン上の取引記録

情報は全てオープン

暗号資産に関する税制上の取扱い

暗号資産の期末時価評価

- ▶ 法人が事業年度終了の時ににおいて有する暗号資産(活発な市場が存在する暗号資産^{注2}(市場暗号資産))については、時価法により評価した金額(時価評価金額)をもってその時における評価額とする必要がある
- ▶ その市場暗号資産を自己の計算において有する場合には、その評価額と帳簿価額との差額(「評価損益」)は、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する必要がある。また、この評価損益は翌事業年度で洗替処理をすることになる。

○ 時価評価額の計算方法

時価評価金額は、暗号資産の種類ごとに次のいずれかにその暗号資産の数量を乗じて計算した金額とされている

1 価格等公表者によって公表されたその事業年度終了の日における市場暗号資産の最終の売買の価格(※1)

※1 公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、同日前の最終の売買の価格が公表された日でその事業年度終了の日の最も近い日におけるその最終の売買の価格となる。

2 価格等公表者によって公表されたその事業年度終了の日における市場暗号資産の最終交換の比率×その交換比率により交換される他の市場暗号資産に係る上記1の価格(※2)

※2 公表された同日における最終の交換比率がない場合には、同日前の最終の交換比率が公表された日でその事業年度終了の日に最も近い日におけるその最終の交換比率に、その交換比率により交換される他の市場暗号資産に係る上記①の価格を乗じた計算した価格となる。

注1 国税庁「暗号資産に関する税務上の取扱いについて(情報)22 暗号資産の期末時評価」(令和3年12月22日)より作成。

2 活発な市場が存在する暗号資産とは、法人が保有する暗号資産のうち次の要件の全てに該当するものをいいます。

イ 継続的に売買価格等(※3)が公表され、かつ、その公表される売買価格等がその暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること。

(※3) 売買価格等とは、売買の価格又は他の暗号資産との交換の比率をいいます。

ロ 継続的に上記イの売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること。

ハ 次の要件のいずれかに該当すること。

(イ) 上記イの売買価格等の公表がその法人以外の者によりされていること。

(ロ) 上記ロの取引が主としてその法人により自己の計算において行われた取引でないこと。

提言6：税制改正（法人）

- 法人が期末に所有する仮想通貨に関わる未実現利益（損失）についても課税対象とされている点、税制改正を要望
- 現状は、値上がり益を目的とせずにトークンを保有する場合（ガバナンストークン※）も一律に課税対象。これにより、日本発の有望なスタートアップが税金を支払うことが困難となり、海外へ移転する事態も生じている
- 我が国の税制が、新産業における健全な市場形成と企業の国際競争の障壁とならないよう、見直しを行うべき

※ ガバナンストークンとは

- ネットワーク運用や開発など分散型プロトコルの運営方針について、ユーザーをはじめとする関係者が投票するためのトークン
- パブリックBCへ接続するための投票権獲得の目的でトークンを保有する場合などがあり、昨今注目されている

過去の答申（地方法人課税の「偏在是正措置」）

【地方法人課税の偏在是正措置】（令和3年度答申 P.23）

- 国が偏在是正の名の下に講じてきた地方法人課税における国税化措置は、地方自治体の自主財源である地方税を縮小するもの。また、法人が受けた行政サービスに応じて地方自治体が課税・徴収する地方税を縮小し、それを財政調整の手段として応益関係のない他自治体に配分することは、受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反する
- こうした手法は、地方税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為に他ならず、そのような偏在是正措置を行うべきではない

地方法人課税の「偏在是正措置」(概要)

平成20年度税制改正以来の累次にわたる地方法人課税の見直し(いわゆる「偏在是正措置」)により、法人二税の国税化が進められてきた。一連の「偏在是正措置」による令和4年度の影響額は、仮に税制改正がなかった場合と比較し、▲1兆1,275億円である。

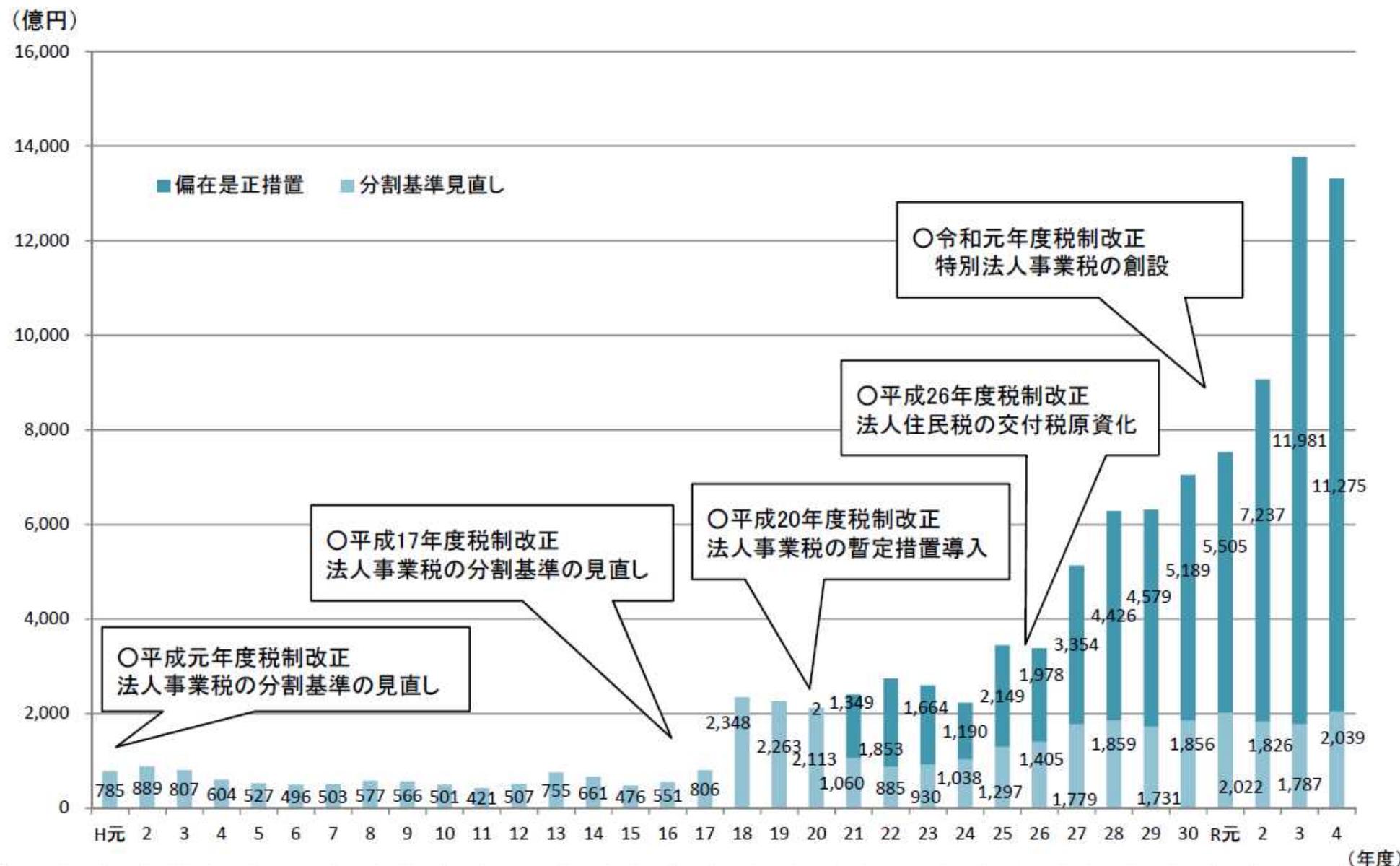
【東京都に対する「偏在是正措置」と税額のイメージ(令和4年度予算の場合)】

	税目	影響額	概要
法人住民税	<p>地方法人税</p>	▲6,056億円	<p>法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税として地方自治体に配分(平成26年度税制改正で創設、平成28年度税制改正で拡大)</p> <p>* 都は地方交付税の不交付団体</p>
	<p>特別法人事業税</p>	▲5,677億円	<p>法人事業税(所得割・収入割)の一部を国税化(令和元年度税制改正で創設)</p> <p>* 以前は暫定措置として「地方法人特別税」が導入されていた(平成20年度税制改正で創設・平成28年度税制改正で廃止)。仕組みは類似している。</p>
法人事業税	<p>特別法人事業譲与税</p> <p>特別法人事業税を原資として、人口で按分した額を各都道府県への譲与額とする。 なお、都は地方交付税の不交付団体のため、譲与額の最大75%が控除される。</p>	457億円	<p>特別法人事業税(地方法人特別税を含む)を譲与税として都道府県に配分(令和元年度税制改正で創設)</p>

令和4年度当初予算影響額合計 ▲1兆1,275億円

注 令和4年度東京都予算案等より作成

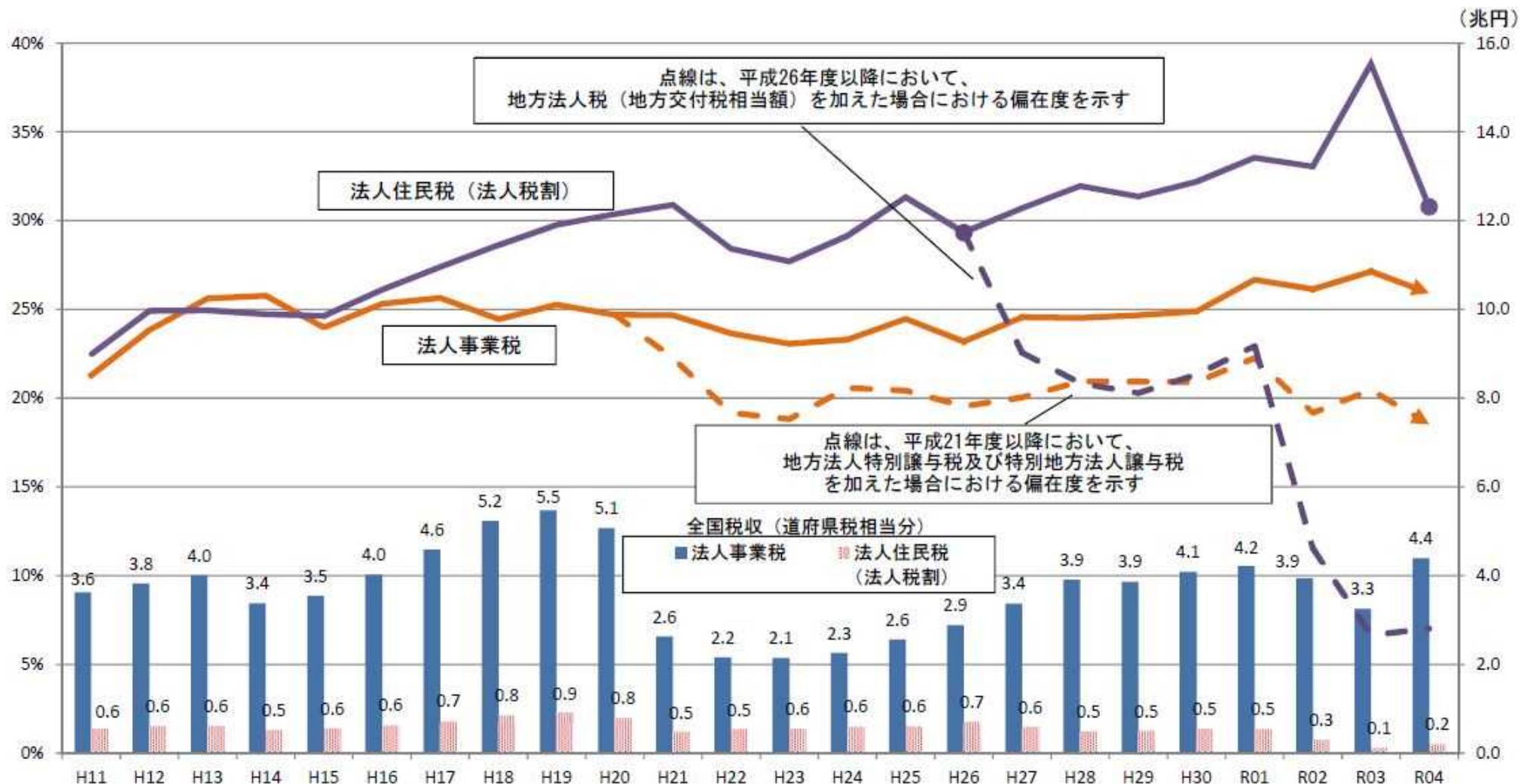
地方法人課税の「偏在是正措置」等による東京都の影響額の推移



	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
影響額合計	785	889	807	604	527	496	503	577	566	501	421	507	755	661	476	551	806	2,348	2,263	2,113	2,409	2,738	2,594	2,228	3,446	3,382	5,132	6,285	6,310	7,045	7,527	9,063	13,768	13,314

注1 東京都財務局「国の不合理な措置に対する東京都の主張－地方消費税の清算基準の見直しに向けた反論－」等より作成。
 2 令和2年度までは決算額、令和3年度は補正後予算額、令和4年度は当初予算額による。
 3 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

法人事業税・法人住民税（法人税割）の偏在度（東京都シェア）の推移



- 注1 総務省「地方税に関する参考計数資料」、同「地方団体の歳入歳出総額の見込額」及び財務省「租税及び印紙収入決算額調」等より作成。
- 注2 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。
- 注3 税収は、超過課税分を含まない。また、法人住民税（法人税割）は、道府県税相当分である。
- 注4 地方法人税は、地方交付税相当額をシェアに反映させるため、道府県税相当分を1.8%/4.4%（令和2年度以降は4.0%/10.3%）として全国の税収に加算し、東京都の税収には加算していない。（実際は、令和元年10月1日以後開始の事業年度より、地方法人税の税率が4.4%から10.3%になることに伴い、道府県税相当額は4.0%/10.3%に変わったが、令和元年度中の税収に対する改正の影響は極めて小さいと考えられるため、令和元年度は道府県税相当分を1.8%/4.4%として全国の税収に加算している。）
- 注5 全国の法人事業税、地方法人特別譲与税及び法人住民税（法人税割）の税収は、平成30年度までは決算額、令和3年度以降は地方財政計画による。また、地方法人税収は、令和2年度までは決算額、令和3年度以降は当初予算額による。
- 注6 東京都の税収は、令和2年度までは決算額、令和3年度以降は当初予算額による。